

令和4年度 入札・契約制度の運用について

令和4年度における入札・契約制度の運用は、次のとおりです。

1. 建設工事予定価格に係る積算疑義申立制度について

令和3年度は予定価格1,000万円以上の土木系建設工事(土木一式工事・水道施設工事)全てにおいて、建設工事予定価格に係る積算疑義申立制度を適用しておりましたが、令和4年5月から予定価格130万円以上の同工種において適用します。ただし、災害復旧工事、がけ(予防・災害)工事は対象外とします。この運用は令和4年5月1日以後に公告又は指名する競争入札に適用します。

2. 建設工事に係る最低制限価格の算定方法の見直しについて

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を活用し、最低制限価格の算定方法の見直しを行います。

なお、最低制限価格の設定範囲は香南市財務規則(平成18年香南市規則第43号)第94条各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる範囲内で定めるものとします。

【最低制限価格の算定方法】

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 \\ &\quad + \text{一般管理費等} \times 0.68 \end{aligned}$$

※算定方法における「一般管理費」については、工事価格の有効桁が一万円単位となるよう調整した金額です。ただし、「公共建築工事積算基準」により積算するものについては、工事価格が一千万円未満の場合は一万円単位、それ以外の場合は、有効桁が上位4桁となるよう調整する前の額です。(従来 of 算定方法と同じです。)

【注意】

- (1) 算定式により得られた額が、
 - ① 一千万円未満の場合は、一万円止め(一万円未満は切捨て)とします。
 - ② 一千万円以上の場合は、十万円止め(十万円未満は切捨て)とします。
- (2) 最低制限価格の設定範囲は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲です。この運用は令和4年5月1日以後に公告又は指名する競争入札に適用します。

3. 現場代理人の兼務等について

建設工事における現場代理人の兼務について、その取扱いを令和4年度も継続して実施します。

- (1) 請負対象金額(税込。以下同じ。)3,500万円未満の災害復旧工事、がけ(予防・災害)工事(緊急発注工事を含む。)を複数受注した場合。
- (2) 請負対象金額130万円未満の工事を複数受注した場合。
- (3) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合(ただし、香南市の発注による工事に限ります。)
- (4) 施工中の工事に隣接し、かつ関連性のある別の工事を受注した場合。
- (5) 請負対象金額3,500万円未満の工事について2件を限度に兼務を申請することができます。

※他の機関の発注による工事も兼務の対象としますが、2件の工事の施工場所は、香南市内に限るものとします。

この運用は令和4年4月1日以後に公告又は指名する競争入札に適用します。

4. 資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について

公正な入札を執行するため、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととします。

※別添、「資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について」参照
この運用は令和4年4月1日以後に公告又は指名する競争入札に適用します。

5. 電子入札について

令和3年3月から入札方法が電子入札に移行しました。

詳細はホームページをご確認ください。

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせ下さい。

香南市住宅管財課 管財係
(TEL:0887-57-7536)